

公益社団法人 直方市シルバー人材センター 令和5年度 事業計画

(事業概要)

新型コロナウイルス感染症に対する国の施策は、マスクの着用を個人の判断に委ねる等、終息に向けて今までの感染対策や対応の見直しが行われています。

これに同調すべく、当センターにおいても、ここ数年停滞した事業を従前の状態に戻す必要があります。とりわけ、10月から開始されますインボイス制度は、センター事業の根幹を揺るがす恐れもあることから危機感を持って対応する必要があり、その制度に係る費用を捻出するためにも今後継続的に事業計画目標数値を達成する事が求められます。

インボイス制度に伴う対応は、会員に消費税額の負担を求めず、センターが負担することにしてあります。今年度支払わなければならない消費税額は50万円程度を見込んでいますが、これは仕入税控除が8割認められた額のため、今後段階的に控除が減少していくことを踏まえての対策が必要となってきます。具体的には、支払いに充てるための費用として、受託事業の実績向上による事務費の確保やサポート補助金確保のための派遣事業の実績向上を達成させなければなりません。これに対応するには会員の増大が不可欠で、昨年度改正しました会費規程を活かし、実行してまいります。また、支出抑制のため更なる経費の節減も必要となってきます。

新たな事業として会員のパソコンやスマートフォンなどのデジタル機器を通じてセンターと会員間の連携を推進するための事業「デジタル利用推進事業」が開始されます。センターの事業もデジタル化が求められており、この事業を活用して会員への機器の操作方法等を習得するための講習会の開催やデジタル環境利用問い合わせ窓口の設置を行う予定です。

今年度、託児施設「おひさま」が古町商店街すずらん跡地に新設された「ここっちゃ」に直方市子育て支援センターと共に移転いたします。市民が利用しやすい環境となる事から直方市と連携を行いながら利用者の増加を目指します。

最重要項目の安全適正就業は、令和元年から事故ゼロを継続しています。これは会員の安全意識の向上の賜であり深く感謝申し上げます。安全対策は同じ事の繰り返しが必要であり、3年間開催できなかった安全に関する全員参加の講習会も開催の予定です。

今後も啓発活動を行うと共に安全・適正就業対策推進委員会で策定される基本計画を基に、引き続き事故ゼロを目指してまいります。

普及啓発活動は引き続き高齢者就業促進員の配置を行い、市内を巡回し、入会促進、受注拡大活動を行います。また、ボランティア活動を通じて地域貢献や市民にPRを行ってまいります。

研修・講習事業は8種の講習会、研修会を開催予定です。今年度から参加者には直方市の元氣ポイントが付与されますので積極的な参加をお願いいたします。

受託事業及び当センターの特色でもあります独自事業についても様々な手段で地域に貢献できるよう、会員、役員、事務局が一体となって取り組み、基本方針及び実施計画に基づき事業を実施いたします。

(基本方針)

センターが行う事業は、高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。この目的を達成するため、定款及び規程等に沿った適正な法人運営に努めながら次の事業を実施いたします。

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

就業開拓提供等事業

(1) 受託事業

公益社団法人として法令遵守の徹底を行いながら事業の拡大に努める。高齢者就業促進員を配置し、一般家庭などへの訪問を行い会員を増大させると共に受注の拡大を行う。

(2) 独自事業

高齢者の就業機会を広げるため、独自の創意と工夫により、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務を創出する事業を実施し、高齢者の生きがいの充実と地域の活性化を図る。

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1 職業紹介事業

連合会の職業紹介の事務所として、センター事務所内に連合会直方市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人を受付け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施する。

2 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に連合会直方市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」の就業の範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施する。

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言等（公益目的事業）

1 普及啓発事業

広報活動及び社会参加活動を通じ、直方市民にシルバー事業を広めるため各種の啓発活動を行う。

2 安全・適正就業推進事業

安全はシルバー事業にとって最重要課題であり「安全はすべてに優先する」を合い言葉に会員の更なる安全意識を向上させ事故ゼロを目指す一方、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染防止対策は引き続き行う。また、適正就業については契約内容と照らし合わせ就業現場の実態を把握し法令違反とならないよう適正な就業を行う。

3 相談事業

高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するため、随時、就業相談等に対応する。また、入会を希望する高齢者を対象とした説明会を実施する。

4 研修・講習事業

安全意識の向上や就業に必要なスキルをアップするために各種の講習会を開催する。

(実施計画)

- 一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援

就業開拓提供等事業

(1) 受託事業

高齢者にふさわしい、適正な受託及び就業を行うと共に、「自主・自立・共働・共助」の基本理念の下、会員自らセンター事業に参画し、自発的に就業開拓を行える環境を整える。また、職群班を活用し、就業率の向上とローテーション就業を実施することで不公平感の是正を行い、地域に貢献できる存在感のあるセンターを目指し事業の拡大を行う。

令和5年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
205人	21,500人	75.0%	131,500千円

(2) 独自事業

高齢者の知識・経験・能力を生かし、地域社会へ多種多様なサービスを提供するため独自の創意と工夫により次の事業を企画し、実施する。

- ①「おふくろ」で行っているお弁当やお惣菜の製造販売事業
- ②石焼いも・から揚げ・たこ焼き等のお店「ほのぼの」のテイクアウトショップ事業
- ③石焼いも販売事業（10月から3月）明治町商店街での販売
- ④農作物の生産、販路確保、販売及び黒にんにく、ドライフルーツの製造販売
- ⑤直方市役所地下売店の運営

令和5年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
25人	3,300人	100%	38,000千円

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業
(公益目的事業)

1 職業紹介事業

雇用を希望する高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において就職を斡旋する。また、求人・求職の取扱いについては、職業安定機関と連携し、雇用情報等の収集、情報交換を行う。

2 労働者派遣事業

地域社会における就業ニーズと高齢者が求める就業形態の多様化に応えるため臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において労働者派遣事業を推進し高齢者の就業機会を拡充・提供する。

労働者派遣事業に係る業務については、連合会と派遣労働契約及び雇用契約について随時事業相談を行い、幅広い就業分野の開拓に努め、取り組むものとする。

① 直方市事務所 令和5年度見込み

就業実人員	就業延人員	雇用就業率	契約金額
57人	5,770人	17%	41,500千円

② 主な就業分野

- ・介護施設(清掃)
- ・サービス業(電話受付)
- ・製造業(営繕)
- ・スーパー(商品搬入)
- ・製造業(製品梱包)
- ・直方市教育委員会(学校用務員)

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言等

1 普及啓発事業

(1) 広報活動

- ① 高齢者就業促進員を配置し、市内の一般家庭や企業を訪問し広報活動を行う。
- ② 各種イベントに「おふくろ」、「ほのぼの」、「農園班」が連携し、食品等の製造販売を通じて積極的に参加し、センターの広報活動を行う。
- ③ 入会促進のため、入会案内チラシを作成し、市報「のおがた」を活用し市内全世帯に配布を行う。
- ④ 入会案内をはじめとして、各作業分野毎にPRポケットティッシュを作成、配布し啓発を行う。
- ⑤ 10月の普及啓発促進月間に合わせ、のぼり旗やポスターを掲示し啓発を行う。
- ⑥ 広報紙「シルバーだより」を年4回発行し、会員及び市民に周知を行う。

(2) 社会参加活動

- ① 直方駅周辺的环境美化対策として清掃等のボランティア活動を行う。
- ② 直方チューリップフェア関連の球根植えや除草等のボランティア活動を行う。
- ③ 事務局周辺的环境美化対策として清掃等のボランティア活動を行う。

2 安全・適正就業推進事業

(1) 安全就業対策

- ① 安全・適正就業対策基本計画を策定し実施計画に基づき事故の防止を図る。
- ② 市が行う検診等の受診を奨励し健康管理講習会を開催する。また、新型コロナウイルス感染防止対策として厚生労働省等からの通達の周知を行う。
- ③ 安全対策には、完璧はなく「安全は、すべてに優先する」を合い言葉に会員一人ひとりが意識改革を徹底し、安全就業を推進する。
- ④ 安全表彰及び懲罰に関する要綱に基づき安全表彰を行う。
- ⑤ 作業用ヘルメット、安全带等の安全具、防護具の着用励行を徹底する。
- ⑥ 安全・適正就業対策推進委員による安全パトロール及び就業現場での安全指導を行う。
- ⑦ 4月から12月の第一月曜日に安全朝礼を行う。
- ⑧ 就業途上や就業中の交通事故を防止するため、交通安全講習会を開催する。
また、自転車就業会員にヘルメットを貸与し着用の義務づけを行う。
- ⑨ 公用車を運転する際、運転前、運転後にアルコールチェックを行う。

- ⑩ 7月の安全就業強化月間に合わせ安全・適正就業対策講習会を開催し、事務局前にのぼり旗や看板を設置し啓発を行う。
- ⑪ 作業別安全・適正基準の周知徹底を図る。
- ⑫ 各就業現場ごとにKY（危険予知）ミーティングを行い安全意識の徹底を図る。

(2) 適正就業の徹底

- ① 安全・適正就業対策基本計画の実施計画に基づき適正就業に努める。
- ② 契約点検表を作成し、不適正な契約を未然に防ぐ。

3 相談事業

(1) 就業相談の実施

会員及び地域の高齢者を対象に来訪及び電話等により就業相談を行う。

(2) 入会説明会の実施

- ① 入会を希望する高齢者を対象に、随時入会説明を行う。
- ② 女性限定の入会説明会を開催する。
- ③ 入会要領等を広報誌やホームページで周知・公開する。

(3) デジタル環境利用問い合わせ窓口の設置

センターから会員へデジタル機器を通じて情報を受信する際の設定や確認を行うための問い合わせ窓口を設置する。

4 研修・講習事業

会員の技能及び安全意識の向上を目的に下記の講習を行う。

植木の手入れ講習会は市民も対象に広く周知を行う。

(1) 安全・適正就業対策講習会	対象人数	300人程度	開催予定時期	6月
(2) パソコン講習会	対象人数	20人程度	開催予定時期	9月
(3) スマートフォン講習会	対象人数	20人程度	開催予定時期	9月
(4) 健康管理講習会	対象人数	50人程度	開催予定時期	2月
(5) 交通安全講習会	対象人数	50人程度	開催予定時期	2月
(6) 家事援助サービス会員研修会	対象人数	30人程度	開催予定時期	2月
(7) 子育て支援会員研修会	対象人数	15人程度	開催予定時期	2月
(8) 植木の手入れ講習会	対象人数	30人程度	開催予定時期	3月

上記の実施については郵送やホームページ、ショートメール等で開催日時、場所等を周知・公開する。